

日本における科学としての考古学は、1877年に行われたモースによる大森貝塚の発掘にはじまると言われています。

しかし、茨城県立歴史館には、徳川光圀（黄門さま）が発掘をしていたとありました。1692年のことですので、モースに先立つこと200年。家臣に命じ古墳を発掘、近くにある那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）との関係を探ったのです。出土品を絵図に記録したのち、埋め戻してもいます。日本人初の考古学者といえるかもしれません。

世界の考古学について調べてみると、本格的な考古学的方法をはじめてとったのは、ドイツ人のウィルヘルム・ドゥルルマンによる「古代美術史」と言います。文献ではなく作品自体の観察にもとづいて、ギリシア・ローマ美術の様式的発展を説きました。これが1764年のことだから、光圀はそれに先立つ事になります。

もっとも何ごとにも例外はあるもので、小学館の百科事典には紀元前6世紀に新バビロニア帝国のナブナイド王が神殿を発掘した例も紹介されています。あとが続かなかったので、黄門さまともども、早すぎた先達と言えましょう。

解説：大森貝塚の発掘 モース博士による発掘は1877（明治10）年9月から12月に行われました。1879年（明治12）年には日本初の発掘報告書である“Shell Mounds of Omori”を出版しました。この発掘は日本初の学術的発掘であり、このことから大森貝塚は「日本考古学発祥の地」と呼ばれています。

出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』



江戸時代に黄門さまが、調査した史跡の回りを「日本考古学発祥の地」としてPRしていこうと大田原市には、記念の石碑があります。大田原市湯津上地区にある「侍塚古墳」は、徳川光圀によって日本考古学史上初となる学術的発掘調査が行われたところです。それから330年、古墳近くの笠石神社に記念の石碑が建立されました。碑の高

さは4メートルで刻まれた文字は水戸徳川家の第15代当主、徳川斉正さんが揮毫（きごう）しました。侍塚古墳については当時の庄屋、大金重貞が書物に残っていて、光圀公は家来の助さんに古墳を発掘させたといわれています。2021年10月4日とちぎテレニュース

上侍塚・下侍塚古墳

湯津上地区は古墳群の宝庫と呼ばれるところで、20基を超えています。

上侍塚古墳は西暦400年ごろの築造と推測されます。全長114mで、栃木県内の前方後方墳(前も後ろも四角形の墓)の中で二番目の大きさです。(写真は下侍塚古墳)



元禄五年(1692)、徳川光圀の命により、日本最初の学術発掘調査が下侍塚古墳発掘と同時に知られています。那須国造碑に刻銘された人物「直韋提(あたいいで)」を求めての発掘でしたが、被葬者のわかる墓誌は発掘できませんでした。出土した遺物は画工による図化の上、再び埋納されました。

この下侍塚古墳は国道 294 号のすぐ横にある美しい古墳です。全長 84m の前方後方墳で後方部墳頂には、発掘時の痕跡が今も残っています。
また、徳川光圀は墳丘の盛土が崩れるのを防ぐため松を植え、その姿を後世に伝えていますが、調査後の古墳に対する保存対策の姿勢は、現在の文化財保護対策の手本として今も生き続けています。

那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）について
国宝（古文書）
指定年月日 昭和 27 年 11 月 22 日
所在地 大田原市湯津上 429 笠石神社
保持者 笠石神社
員数 1 基
製作時代 飛鳥時代
大きさ 台石より上の総高 約 148 センチメートル



湯津上の笠石神社に祀られる石碑で、文字の刻まれた石の上に笠のように石を載せていることから「笠石」ともいわれています。花崗岩(かこうがん)が用いられ、碑文は 19 字 8 行、全 152 字からなります。

永昌（えいしょう）元年（689）、飛鳥浄御原（あすかきよみはら）の大宮から那須の国造（くにのみやつこ）であった那須直韋提（なすのあたいいで）は評督（こおりのかみ）という評（後の郡）の長官の官職を賜り、その後、庚子（かのえね）の年（700）に亡くなったため後継者の意斯麻呂（おしまろ）らが、碑を立てて故人を偲び祀ったということなどが記されています。通常そのように解釈されています。

碑文の内容から、韋提は最初那須の国造であったのが評督になっており、那須国が下毛野国（しもつけぬのくに）（後に下野国（しもつけのくに））に組み入れられたことがわかります。また、「永昌」は唐の則天武后(そくてんぶこう)の時代に使用された年号であり、碑の文字が六朝（りくちょう）の書風であること、またこの当時新羅人を下野国に居住させたということが「日本書紀」に記されていることなどから、渡来人と非常に密接な関係のある資料として注目されます。

石碑は江戸時代に入り、水戸黄門で知られる徳川光圀の尽力により顕彰されました。延宝 4 年（1676）、水戸藩領武茂郷小口村（現那珂川町）の里正（りせい）の大金重貞（おおがねしげさだ）は、旅の僧円順から湯津上村内の草むらに埋もれた古碑の話聞き

ます。重貞はその碑を調べ自身の著作「那須記」に記し、天和3年（1683）武茂むも郷を巡幸した徳川光圀にその書を献上し光圀の知るところとなりました。

光圀は石碑の保存顕彰のため元禄4年（1691）には碑堂の建立を開始し、同5年には、碑の主を求めて、日本で最初の学術的な発掘調査を上・下侍塚古墳（国指定史跡）で行いましたが、被葬者は明らかになりませんでした。同年6月には完成した碑堂に自ら参詣しました。この一連の作業は大金重貞が現地指揮をとり、光圀の指示は家臣の佐々介三郎宗淳（さっさすけさぶろうむねきよ）を通じて行われました。重貞は事の経緯を「笠石御建立起（かさいしごこんりゅうき）」に記しています。

さて、この笠石神社にある那須国造碑は、日本三古碑の一つで、歴史的に貴重な碑文であります。出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』によると。

概要：宮城県多賀城市の多賀城碑（たがじょうひ）、群馬県高崎市吉井町の多胡碑（たごひ）、栃木県大田原市的那須国造碑（なすのくにのみやっこのひ）、および、京都府宇治市の宇治橋断碑（うじばしだんぴ）がそれぞれ日本三古碑と呼ばれている。いずれも飛鳥時代～奈良時代にかけての8世紀前後のものである。

古来古墳時代から鉄剣や石などに文字を刻み、墓の墓誌や死者の副葬品、あるいは特定の出来事を記録する記念碑など多種多様の金石文が作られた。多くが時代の闇の彼方に姿を消すものの、金属や石などの剛健な物に刻まれている事から、伝来、若しくは発掘された場合、当時の出来事を鮮明に伝えるものとなる。そうした石に刻まれた金石文、即ち「碑」の中で、書道史上から重要とされ日本三古碑と言われるようになった。三古碑というまとめ方が生じたのは明治時代に入ってからと考えられているが、その経緯は不明である。

考古学的に古い順によるものではなく、これらより古い碑が存在する。

例えば多胡碑の周囲には山ノ上碑、金井沢碑という古代碑が点在しており、多胡碑を含め上野三碑と呼ばれる。この中で一番古いのは681年建碑の山ノ上碑であり、8世紀後半建碑と推定される多胡碑より古いだけでなく、日本三古碑中最古の建碑である那須国造碑（700年建碑）よりも古い。

しかしながら多胡碑は続日本紀に記載される多胡郡が設置された公の事跡を記念した碑である。弁官局からの命令をそのまま記載した碑文となっており、天武天皇皇子の穂積親王（ほづみしんのう）など、当時の高官の名が刻まれている。保存状態も良く、覆堂のガラス越しからでも肉眼ではっきりと碑文が読める。上野三碑のいずれも貴重である事は間違いないが、その中でも多胡碑は当時の事跡を文献史学・歴史考古学的に実証している重要な碑である。

三古碑が書道史上で重要とされるという事は、当時の貴人、高僧などの高い教養をもった人物によって刻まれているのは当然として、尚且つある程度の長文が刻まれ、風化、破損が少ないという事である。即ちこれらの条件を兼ね備えるという事は、必然的に文献史学・歴史考古学的にも極めて重要な位置づけとなっている。

以下に概略を記す。

多賀城碑（たがじょうひ）：天平宝字6年（762年）12月1日建碑。奈良時代に建設された多賀城の修築記念に建碑され、多賀城までの各地域からの行程、及び設置、修築の経緯が刻まれている。重要文化財に指定されている。

2代藩主伊達忠宗の頃に土中から発見されました。松尾芭蕉、井原西鶴、新井白石などの江戸時代の文化人達や仙台藩の儒学者佐久間洞巖などが碑について書き残しています。徳川光圀の助言もあり、4代藩主綱村が覆屋を建て、手厚く保護されてきました。

多胡碑（たごひ）：和銅4年（711年）3月9日に多胡郡が設置された事を記念するために建碑。弁官局からの命令が刻まれており、穂積親王、藤原不比等などの当時の高官の名も伺える。国の特別史跡に指定されている。山ノ上碑・金井沢碑とともに「上野三碑（こうずけさんび）または上毛三碑（じょうもうさんび）」称されている。碑文には、奈良時代初期の和銅4年（711）に当時の群馬県で14番目の郡である多胡郡が誕生したこと（当時の三つの郡から三百戸を分割し、新しく多胡郡を設けたこと）が記されている。

那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）：700年建碑。永昌元年（689年）那須国造で評督に任ぜられた那須直韋提（なすのあたいいで）の事績を、息子の意志麻呂らが顕彰（けんしょう）するために建碑され、公の事跡を記録した他の二碑とは性格が異なる。国宝に指定されている。

宇治橋断碑（うじばしだんぴ）：京都府宇治市の橋寺放生院（ほうじょういん）にある宇治橋の由来を記した石碑の断片で、大化2年（646年）に僧道登（どうとう）が架橋したと記す。日本現存最古の石碑のひとつと考えられる。重要文化財。

今回は、黄門さまゆかりの「那須国造碑」を紹介します。
碑文の意味するところは、次のとおりです。

永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須国造
追大壹那須直韋提評督被賜歳次庚子年正月
二壬子日辰節殄故意斯麻呂等立碑銘偲云尔
仰惟殞公廣氏尊胤国家棟梁一世之中重被貳
照一命之期連見再甦碎骨飛髓豈報前恩是以
曾子之家无有嬌子仲尼之門无有罵者行孝之
子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香
助坤作徒之大合言喻字故無翼長飛无根更固

(読み下し)

永昌元年（689 年）己丑(きちゅう)四月、飛鳥浄御原大宮にて、那須国造・追大壹を那須直韋提評督は賜わる。歳次庚子年（700 年）の正月二壬子の日、辰節に殄(た)つ。故に意斯麻呂等碑を立て銘に偲びて尔(じ)かに云う。

仰ぎ惟(おも)うに殯公(いんこう)は、廣氏の尊い胤(血筋)にして、国家の棟梁なり。一世之中に重ねて貳(ふた)つを照し被(こうむ)り、一命之期に連ねて再び甦(よみがえ)りを見る。碎骨挑髓するも、豈(あ)に前恩に報わんや。是を以て曾子の家に嬌子有ること无(な)く、仲尼の門に罵(ののし)る者有ること无(な)し。行孝の子は其の語を改めず。銘夏堯心、澄神照乾、六月童子、意香助坤、作徒之大、合言喩字。故に翼無くして長飛し、根无(な)くして更に固し」

「那須国造追大壹那須直韋提評督被賜」の解釈は、那須国造・追大壹(ついだいいち)を旧称とする通説と、評督を旧称とする古田説があります。

通説では「那須国造で追大壹の那須直韋提は、評督を賜はれり」と読み下されます。一方、古田説では「那須国造・追大壹を、那須直・韋提評督（は）賜る」と読み下します。

古田説が正しいと思います。というのも、追大壹は、天武十四年(685 年)に制定された新しい冠位四十八階の冠位制度によるものですから、その制定 4 年後の永昌元年（689 年）に追大壹の冠位が与えられたとすれば、新たな冠位を賜る時期として適当です。できたばかりの冠位制度に従って新たな冠位を賜ったことになります。

一方、「評」は、法隆寺旧蔵金剛観音菩薩像の銘文に「辛亥年（651 年）笠評」があり、評制及び評督の官職は 7 世紀半ばには存在したと考えられます。したがって、古い官職に新しい官職と冠位が与えられたことになり、評督であった韋提が国造・追大壹を永昌元年に賜る流れが自然であり、よく理解できます。

従来説の読解では、那須国造・追大壹である韋提(いてい)が評督を賜ったことになりませんが、新冠位の追大壹とともに那須国造の任命を受けたばかりの韋提(いてい)がすぐにまた評督の官職を賜ることになり不自然だと考えます。

ところで、評督は、筑紫都督の配下の倭国独自の官職であると示されています。中国においては中国の属国に対して都督を与えているものの評督の制度はありませんので、評督を倭国独自のものとする説に全く同感です。そしてまた中国がその属国の王に都督を与えたように、評督について、九州王朝である倭国（以下、九州倭国）の王者がその属国である各地の王に与えた官職であると考えます。

さて、九州倭国の王者がこの評督の官職の任命を実施したのと同じように、永昌元年に那須国造の官職とともに追大壹の冠位を与えたのも、九州倭国の王者であるとの見解があります。通説では「飛鳥浄御原大宮」を人物と解して「持統天皇から賜わる」と解釈します。しかし、この見解については、違うと思います。

「飛鳥浄御原大宮」は文字どおり場所を示すと考えます。「飛鳥浄御原大宮にて賜わる」と読解するほうが適切であると思います。国造・追大壹は、これまでの評督とは異なる官職・冠位の制度です。韋提は、評督とは異なる制度のもとに那須国造の官職と新たな冠位を与えられたのです。

そして、評制は701年（日本国大宝律令の制定、建元の年）まで続いたことが明らかになっていますので、それを与えた人物は、評督の官職を与えた同じ九州倭国の王者ではありません。永昌元年の時点では、倭国の評制・評督制と並行して、倭国の属国である日本国の国造・冠位制が実効性を持っていたことをこの碑文は示しています。

永昌元年（689年）は『二中歴』年代歴に記載された、いわゆる九州年号の「朱鳥」（686～694年）の時代にあたります。九州倭国の独自年号「朱鳥」が続いている時期であつたにもかかわらず、「朱鳥」は記されず、唐の武則天の年号が碑文に刻まれたのは、すでに九州王朝の実権が反唐派の倭国から親唐派の日本国に移っていることを如実に物語っています。当然、関東の一角、那須だけが唐の支配下にあるわけではありません。永昌元年の時点では、九州の倭国から近畿の日本国に引き継がれていた地域のすべてが、唐武則天の支配下になったと考えざるをえません。

解説：二中歴にちゅうれき 鎌倉時代の百科事典。13巻。編者未詳。鎌倉末期の成立で、現存の増補版は文安年間（1444～1449）ころの成立とされる。平安時代の「掌中歴」と「懷中歴」を再編集したもので、人名・物名などを81項目にわたって列挙している。出典：デジタル大辞泉

那須国造碑の碑文では、韋提は、一生の中で二回、蘇(よみがえ)り照らされたとあります。すなわち2回、日の目を見たということです。それは、九州の倭国から評督に任命されたときと、近畿の日本国から国造に任命されたときの2回ということです。特に2回目は起死回生の出来事だったということで「蘇」の語句が使われたのでしょう。

倭国と日本国の冠位制度 （①冠位四十八階を参照のこと）

『日本書紀』は、701年に建国された近畿王朝（新日本国）によって、前王朝である倭国とそれに繋がる日本国の歴史について記述されたという観点を持たないと、倭国と日本国の冠位制度についての理解は困難になると思います。

倭国の冠位制度について、『隋書』タイ伝（以下タイ國は倭国と記述）に「内官に十二等あり。一を大徳といい、次は小徳、次は大仁、次は小仁、次は大義、次は小義……定数なし」とあり「内官」を定めています。また『旧唐書』倭國伝には「官を設くる十二等あり」とあります。このように隋・唐の中国史書には、倭国の冠位制度が、内官の冠位で十二等で成り立つと示されます。一貫して十二等です。なお、高麗も十二等です。

官有太大使者，次大使者，次小使者，次禰奢，次翳屬，次仙人，凡十二等。（中華書局版二十四史『隋書』1814頁）

一方で、書紀には、推古十一年（603年）に「始めて冠位を行う。大徳、小徳、大仁、小仁、大札、小札、・・・并て十二階」の記事があります。この推古十一年（603年）の「冠位十二階」は、倭国の「内官十二等」と比べると冠位の書き順は違うものの、冠位名と等級階数がまったく同じですので、倭国の冠位制度を記述したものと考えられます。

史書 冠位

隋書 大徳・小徳・大仁・小仁・大義・小義
大札・小札・大智・小智・大信・小信

書紀 大徳・小徳・大仁・小仁・大札・小札
大信・小信・大義・小義・大智・小智

そして、「冠位十二階」に続いて、大化三年（647年）の「冠位十三階」制定、大化五年（649年）の「冠十九階」、天智三年（664年）の「冠位二十六階」、天武十四年（685年）の「親王・諸王十二階諸臣四十八階」まで冠位の階数が増えていきます。

大化三年（647年）の冠位十三階以降の冠位については、中国の史書に示されませんので、これらは、倭国の冠位制度ではなく、倭国の属国である日本国の冠位制度が記述されていると考えられます。つまり、書紀の大化以降の時期には、倭国の内官十二等制度とともに、その属国でありながら力を増してきた日本国の冠位制度が並存していたということになります。

近畿天皇家の一元史観では、なぜ中国史書に大化以降の冠位制度が記述されていないのかが、説明できません。また、これらの冠位制度は九州王朝からの盗用とする意見もありますが、大化以降の冠位制度がなぜ中国史書に記述されていないのか、やはり説明できません。これまでの古代史観では、こうした冠位制度の説明が困難です。

『日本書紀』は、近畿王朝に先立つ九州王朝の倭国とそれを受け継いだ日本国の歴史を記述したものという観点に立つと、倭国と日本国の冠位制度がよく理解できます。

さらに、いわゆる九州年号（資料編②二中歴を参照のこと）について言えば、『日本書紀』には、「大化」「朱鳥」「白雉」など、いわゆる九州年号が記述されています。これらの九州年号は、書紀において隠された年号であると一般的に認識されています。もしくは九州王朝の史書から盗用されたという考え方もあります。

しかし本当に隠された年号でしょうか。もし、書紀が九州年号を隠蔽したのだとすれば、なぜ、わざわざ「改天豊財重日足?天皇四年爲大化元年」とか「改元曰朱鳥元年仍名宮曰飛鳥浄御原宮」とか「今我親神?之所知穴戸國中有此嘉瑞所以大赦天下改元白雉」と書き残したのでしょうか。もし、これらの具体的な年号名を書紀が隠したいのであれば、改竄が明白になる危険を冒さず記述することはないのです。

しかし、実際には書紀は「大化」「朱鳥」「白雉」について、ときには理由らしきものまで付加して目立つように記述しています。となると、書紀は九州年号を認識し、かつそれを明らかにする意志があります。私たちは、そのように素直に認めなければなりません。

「大化」「朱鳥」「白雉」の年号について、なぜ、書紀は、これらの年号を記述したのでしょうか。『日本書紀』は、古(いにしえ)の近畿天皇家の歴史を記述したものではなく、中国の正史の編纂ルールに従い、701年に近畿王朝が建国される以前に存在し滅亡した日本国の歴史について編纂する立場で記述したものです。 そう主張しているのではないのでしょうか。

日本の正史であるからこそ、その書名を編纂ルールに則し『日本書紀』と称するのです。そして、その日本国は『旧唐書』日本国伝にあるように「日本国は倭国の別種」であるものの「倭国の地を併せた」とあることから、九州王朝の倭国を引き継いでいます。

したがって、『日本書紀』は日本国の歴史とともに倭国の歴史をも書き記した史書であるということなのです。こうした観点でみれば、『日本書紀』は、九州倭国の歴史を記述する中で九州年号を記述し、その九州年号が連綿と続いていた証拠として、元号を改元して九州年号の継続を示していることに納得できます。

では、なぜ「大化」「朱鳥」「白雉」以外の年号は記述されなかったのでしょうか。書紀は、近畿王朝に都合の良いように書き直されていることは、多くの方が認めるところでしょう。九州年号をすべて記述すれば、様々な資料から収集した情報を編纂する際に記述が困難になります。ましてや、書紀を編纂した近畿王朝に都合の良いように編集しようとする際に、九州年号は邪魔ですから、必要最小限に九州年号を記述せざるをえなかったと考えます。

たとえば、『二中歴』にある命長(640～646年)や常色(647～651年)を記述すれば、書紀のいう大化の期間(645～650年)とそれぞれ重複してしまい、書紀編者が命長や常色を記述しながら、編纂しようとするれば、それらの年号が支障となって、うまく記述できません。

したがって、年号を記述したくとも記述できないのは自明です。また、書紀のいう白雉の期間(650～654年)は、『二中歴』の常色(647～651年)や白雉(652～660年)と重なってしまい、同様の問題が生じます。

したがって、必要最小限の九州年号「大化」「朱鳥」「白雉」以外は記述できなかったし、記述しなかったのです。『二中歴』の年号の時期や年数が正しいとすれば、書紀の「朱鳥」「白雉」はおおむね『二中歴』と同じ時期になっていますが、「大化」は近畿王朝にとって都合よく使用されたため、大きくずれることになります。

書紀の大化（645～650 年）は、貞観二十二年（648 年）の「又附新羅奉表、以通起居」の記事など新羅が中国側に献上しているという状況を踏まえて、倭国独自の年号があったこと、つまり倭国は独立国家で新羅等は倭国にも貢献していたことを強調するために採用されたと考えられます。

たとえば、大化元年(645 年)の「高麗・百濟・新羅、並遣使進調」、大化二年(646 年)の「高麗・百濟・任那・新羅、並遣使、貢獻調賦」、大化三年(647 年)の「高麗・新羅、並遣使貢獻調賦」などの貢献記事があります。新羅は倭国にも献上しているという倭国側の立場を明確に主張するために盛り込んだと思われます。

書紀の大化三年（647 年）に金春秋(キムチュンチュ)を倭国の人質にした、次の記事も同じ主旨により記述されていると思われます。

新羅遣上臣大阿飡金春秋等送博士小徳高向黒麻呂小山中中臣連押熊來獻孔雀一隻鸚鵡一隻仍以春秋為質（孝徳天皇大化三年十二月是歳の条）

新羅、上臣大阿飡金春秋等を遣わし、博士小徳高向黒麻呂・小山中中臣連押熊を送り、来りて孔雀一隻・鸚鵡一隻を献ず。仍りて春秋を以て質と為す。

新羅は、大阿飡(テアチヤン)（17 階位の第 5 等官）の官職にある金春秋(キムチュンチュ)を派遣し、新羅に派遣されていた高向黒麻呂と中臣連押熊とともに帰国し、クジャクとオウムを献上したということです。金春秋(キムチュンチュ)は、後に新羅の第 29 代の王（在位:654～661 年）になる武烈王であり、この記事は、倭が人質としていたことを示すことで倭国が新羅を傘下においていた状況を示したと考えます。

また、『旧唐書』本紀の永徽(えいき)五年の献上に関して、倭は、唐の冊封体制下にあるのではなく、唐と対等の立場で外交していることを明確にするため、新羅が年号をやめた時期の 7 世紀の半ばの永徽元年（650 年）や永徽(えいき)五年（654 年）には、倭国が「白雉」（650～654 年）年号を使用していたと書紀に明記しています。

ところで、大化は年号の始まりであることが研究者の常識になっています。しかし、書紀には大化が年号の始まりなどとは書かれていません。

「建元」ではありません。書紀は大化を「改・・・・爲大化元年」としており、継続する年号の途中の年号であると示しています。

それを勝手に、大化は年号の始まりであると主張するのは間違いです。

『日本書紀』を 701 年以後の近畿王朝が自らの過去の歴史を書き記した歴史書であると捉えてきた点で、これまでの歴史認識は誤っていたと思います。

参考：（石田敬一氏）那須国造碑の碑文解釈より

資料編

①冠位四十八階

天武天皇 14 年（685 年）1 月、冠位二十六階を改訂し、冠位四十八階が制定された[1]。前年 10 月に制定された八色の姓と関連があると言われる。史料が乏しく、二十六階との対応関係は定かではない。また同時に、諸王（親王と王の総称）を諸臣と分離して別の冠位（十二階）を与え、諸臣の上位においた[2]。明・浄などの冠位の名称については道德観念や徳目を表したものなどの説がある。大宝令で位階制が制定されるまで存続した。なお、明位を授けた実例はない。

同年 6 月には各位の朝服の色を定め、浄位以上は朱花、正位は深紫、直位は浅紫、勤位は深緑、務位は浅緑、追位は深葡萄、進位は浅葡萄とした[3]。持統天皇の即位した持統天皇 4 年（690 年）4 月、朝服の色が改められ、浄位以下、上から黒紫、赤紫、緋、緑、縹とされた。

冠位四十八階

諸王十二階		服色（685 年）	服色（690 年）
1	明大壺	朱花	
2	明広壺		
3	明大式		
4	明広式		
5	浄大壺		黒紫
6	浄広壺		
7	浄大式		
8	浄広式		
9	浄大参		赤紫
10	浄広参		
11	浄大肆		
12	浄広肆		
諸臣四十八階		服色（685 年）	服色（690 年）
1	正大壺	深紫	赤紫
2	正広壺		
3	正大式		
4	正広式		
5	正大参		
6	正広参		
7	正大肆		
8	正広肆		
9	直大壺	浅紫	緋
10	直広壺		
11	直大式		
12	直広式		

13	直大参		
14	直広参		
15	直大肆		
16	直広肆		
17	勤大壺	深緑	深緑
18	勤広壺		
19	勤大式		
20	勤広式		
21	勤大参		
22	勤広参		
23	勤大肆		
24	勤広肆		
25	務大壺	浅緑	浅緑
26	務広壺		
27	務大式		
28	務広式		
29	務大参		
30	務広参		
31	務大肆		
32	務広肆		
33	追大壺	深蒲萄	深縹
34	追広壺		
35	追大式		
36	追広式		
37	追大参		
38	追広参		
39	追大肆		
40	追広肆		
41	進大壺	浅蒲萄	浅縹
42	進広壺		
43	進大式		
44	進広式		
45	進大参		
46	進広参		
47	進大肆		
48	進広肆		

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』より。

②二中歴 年代曆 (付西暦年数)

年始五百六十九年内廿九年無号不記支干其
間結繩刻木以成政

繼体	五	元丁酉	五一七～五二一	善記	四	元壬寅	五二二～五二五 (同三年癸誰成始文善記以前武烈即位)
正和	五	元丙午	五二六～五三〇	教倒	五	元辛亥	五三一～五三五 (舞遊始)
僧聴	五	元丙辰	五三六～五四〇	明要	十一	元辛酉	五四一～五五一 (文書始出来結繩刻木止了)
貴樂	二	元壬申	五五二～五五三	法清	四	元甲戌	五五四～五五七 (法文//唐渡僧善知傳)
兄弟	六	戊寅	五五八～五五八	藏和	五	己卯	五五九～五六三 (此年老人死)
師安	一	甲申	五六四～五六四	和僧	五	乙酉	五六五～五六九 (此年法師始成)
金光	六	庚寅	五七〇～五七五	賢称	五	丙申	五七六～五八〇
鏡當	四	辛丑	五八一～五八四 (新羅人来從筑紫至播磨焼之)	勝照	四	乙巳	五八五～五八八
端政	五	己酉	五八九～五九三 (自唐法華經始渡)	告貴	七	甲寅	五九四～六〇〇
願転	四	辛酉	六〇一～六〇四	光元	六	乙丑	六〇五～六一〇
定居	七	辛未	六一一～六一七 (注文五十具從唐渡)	倭京	五	戊寅	六一八～六二二 (二年難波天王寺聖徳造)
仁王	十二	癸未	六二三～六三四 (自唐仁王經渡仁王会始)	僧要	五	乙未	六三五～六三九 (自唐一切經三千余卷渡)
命長	七	庚子	六四〇～六四六	常色	五	丁未	六四七～六五一
白雉	九	壬子	六五二～六六〇 (国々最勝会始行之)	白鳳	二三	辛酉	六六一～六八三 (対馬採銀觀世音寺東院造)
朱雀	二	甲申	六八四～六八五 (兵乱海賊始起又安居始行)	朱鳥	九	丙戌	六八六～六九四 (仟陌町収始又方始)
大化	六	乙未	六九五～七〇〇				

覽初要集云皇極天皇四年為大化元年

已上百八十四年々号卅一代(不)記年号只人傳言
自大宝始立年号而已

翻刻追文 飯田満麿
監修校訂 古賀達也
平成十四年五月二二日

九州王朝は、いつできたのでしょうか。二中歴（年代歴）に書かれています。この中には継体から大化までの31の年号が書かれています。その最初の説明に、年始五百六十九年でそのうち無年号が39年あって、継体（517年）が始まったと書いてあります。

上記を見ると、始まって569年と書いてあります。継体が517年ですから、569年遡ると、 $517-569=\blacktriangle 52$ 年（紀元前）なります。つまり紀元前52年が九州王朝が生まれたと考えることができます。まだこの時期に列島を支配できていなくとも、倭国としての金印国家（漢委奴国王印）の委奴国が、生まれてきたと考えられます。

最後の文は、「以上百八十四年、年号三十一代、年号は記さず。只、人の伝えて言う有り『大寶（大宝）より始めて年号を立つのみ』」と読み下すべきものと考えられます。つまり、年号は一八四年間三十一代にわたり使用継続してきたが（事情があり）今はそれを記さない、しかし、「大寶（大宝）」から始まったと言うのは言い伝えに過ぎない（以前からあったのだ）と言っているのです。